

特定事業の選定について

第 1 特定事業の名称

長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業（以下「本事業」といいます。）

第 2 事業の概要

1 事業目的

民間の技術的能力等を最大限に活用する PFI 手法を活用し、空気調和設備等を設置することにより、子どもたちの安全で快適な教育環境を実現するとともに、低廉かつ良質な公共サービスの提供を図ること、学校間の教育環境の格差を生じさせないこと、を本事業の目的としています。

2 事業範囲

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、対象校の普通教室、特別教室、管理諸室計 295 教室における空気調和設備等の設計、施工、工事監理、空気調和設備等の市に対する所有権の移転、空気調和設備等の維持管理、空気調和設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務を行うものとします。対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

ア 空気調和設備等の設計業務

- (ア) 空気調和設備等の設計のための現況調査業務
- (イ) 空気調和設備等の施工に係る設計業務（図面の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含まれます。）

イ 空気調和設備等の施工業務

- (ア) 空気調和設備等の施工業務（施工業務には、当該空気調和設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。）
- (イ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含まれます。）

ウ 空気調和設備等の工事監理業務

- (ア) 空気調和設備等の施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学

校長との調整も含まれます。)

エ 空気調和設備等の所有権移転業務

- (ア) 施工完了後の市への空気調和設備等の所有権の移転業務

オ 空気調和設備等の維持管理業務

- (ア) 事業期間にわたる空気調和設備等の性能の維持に必要となる一切の業務(点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等)
- (イ) 緊急時対応業務(問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等)
- (ロ) 空気調和設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (ハ) 空気調和設備等の運用に係るアドバイス業務(機器の使用方法に係る説明書の作成等)
- (ニ) その他、付随する業務(業務マニュアルの作成、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、学校長との調整も含まれます。)

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。空気調和設備等の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担します。

カ 空気調和設備等の移設等業務

- (ア) 対象となる小学校・中学校の統廃合、耐震改修工事等により空気調和設備の移設、増設、廃棄等(以下「移設等」といいます。)が必要となった場合の空気調和設備等の移設等業務

なお、上記の空気調和設備等の移設等業務にかかる費用については、市の負担とします。

3 事業方式

本事業は、選定事業者が、PFI法に基づき、自らの資金で空気調和設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、空気調和設備等の所有権移転業務、空気調和設備等の維持管理業務等を行うBTQ(Build-Transfer-Operate)方式により実施します。

4 市の支払いについて

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空気調和設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、空気調和設備等の所有権移転業務、空気調和設備等の維持管理業務に係る費用については、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり平準化して事業者に支払います。

第3 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1 経費算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

表 財政負担見込額の算定の前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
方式	従来型公共事業	PFI - BTO 方式
算定対象とする経費の主な内訳	設計費 施工費 工事監理費 維持管理費 起債金利	サービス購入料 ・設計費 ・施工費 ・工事監理費 ・維持管理費 ・借入金利 アドバイザー費用
共通の条件	事業期間 : 平成 20 年度から平成 32 年度 規模 : 13 校・295 教室における空気調和設備 物価変動 : 考慮しない 割引率 : 3 %	
資金調達に関する事項	一般財源 地方債	民間金融機関借入
設計、施工、工事監理、維持管理等に関する費用	市における類似事業の実績及び近年の参考経費等に基づき算定	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化が図られ、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして算定

(2) 算出方法及び評価の結果

算出に当たっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合には、事業期間中の財政負担額について約 6.5%の削減を期待することができます。

また、事業者に移転するリスクについては、定量化に対する数値的な検討を行いました。想定される事例により変動があるため、具体的な数値による算定ではな

く、定性的な評価に止めることとしました。

2 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、財政の効率的指標(VFM)の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

(1) 効率的な事業の実施

本事業では、PFI方式を活用することにより、空気調和設備の設計・施工・工事監理から維持管理業務までを一括して民間事業者任せのため、事業遂行上の効率化が図られるとともに、事業者のノウハウを活かした品質の向上と費用の最小化を視野に入れた空気調和設備の導入が図られるものと期待できます。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

事業者選定段階から、本事業の遂行において発生することが想定されるリスクをあらかじめ可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応を行うことが可能となるため、長期の事業期間にわたって、円滑かつ安定的に事業を遂行することが期待できます。

(3) 複数の小・中学校における空気調和設備の一括導入

PFI方式を活用することにより、13校295教室における空気調和設備の導入を一括かつ早期に導入することができるため、特に、夏季における児童・生徒への快適な教育環境の提供が早期に可能になります。

また、従来型の公共事業で行う場合には、導入時期のずれによる学校間の格差発生が想定されますが、PFI方式を活用することにより、この時期のずれを避けることができます。

(4) 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、短期間に初期投資費用を計上することが求められるのに対し、PFI方式で行う場合は、空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等の業務に要する財政負担をサービス対価として、各年ごとに支払うこととなるため、財政負担を平準化することが可能になります。

3 総合的評価の結果

本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、市が自ら本事業を実施する場合と比較して、事業期間を通じた市の財政負担額について約6.5%の削減を期待することができるとともに、定性的事項についても効果を期待することができます。

以上の結果、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認められるため、本事業をPFI法第6条に基づき特定事業として選定します。

以上